破産手続廃止

平成２７年（フ）第６６２５号
埼玉県入間市扇町屋３丁目４－２　メゾンドリヴェールＢ101、開始決定時の住所埼玉県入間市高倉３丁目４－16－101
破産者　松沼　和夫
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３１９号
千葉県旭市井戸野646番地１
破産者　株式会社椎名製作所
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３２０号
千葉県旭市井戸野646－１
破産者　椎名　清嗣
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５８１号
東京都荒川区東尾久６丁目１－７　弁天荘１号室
破産者　岩知道　博
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１００８号
東京都墨田区千歳３丁目17番16号
破産者　株式会社プランテックインターナショナル
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１８号
東京都渋谷区初台１丁目52－１－607
破産者　石田　純子
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７４号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目５－25－102
破産者　竹之下　強
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９５２号
埼玉県所沢市美原町２丁目2952－36
破産者　山之上大志
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９７７号
東京都板橋区小茂根２丁目31－１　キショー第２ビル104
破産者　齋藤　　忍（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５３８号
千葉県松戸市上本郷1470－４－202
破産者　松本　浩一
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５４４号
東京都渋谷区渋谷２丁目２番２号
破産者　株式会社ｇ－ｓｔｙｌｅ
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６３８号
東京都葛飾区金町６丁目11番１号　グリーンヒル仲田２階
破産者　株式会社ｏｒ２
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７６８号
東京都渋谷区千駄ヶ谷２丁目33番10号　あわやビル３Ｆ
破産者　株式会社ランフォリンクス
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７６９号
東京都渋谷区代々木４丁目37－12－302
破産者　山口　晃行
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７７０号
東京都千代田区神田淡路町１丁目11番
破産者　プロップパートナーズ株式会社
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７７１号
埼玉県さいたま市緑区東大門３丁目15－10－202
破産者　津田真一郎
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８１３号
東京都大田区大森西５丁目16番５号　103、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区大森西５丁目16番５号
破産者　株式会社ハンドテクニカ
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８１４号
東京都大田区大森西５丁目16－５－103
破産者　大沼　久信
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２５４号
東京都板橋区東坂下２丁目４－10－402
破産者　高橋　良重
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２５５号
東京都板橋区東坂下２丁目４－10－402
破産者　高橋　由香
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２６１号
東京都大田区東馬込１丁目12－９－201
破産者　廣野　翔也
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部